平成２５年（フ）第１号
長野県塩尻市大門泉町５―11、住民票上の住所長野県塩尻市大字宗賀879番地19
破産者　岩田　和義
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２９号
長野県木曽郡上松町緑町３丁目３番地
破産者　大橋　保彦
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５４９３号
大阪市西淀川区大和田３丁目９―17勝栄マンションパート５の403号、開始決定時の住所大阪市西淀川区姫島大和田２丁目17番14―707号
破産者　プレアこと沖田真奈実こと　山上亜紀子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８７号
大阪府東大阪市立花町12番31号、開始決定時大阪府東大阪市日下町８丁目２番15号
破産者　岡田　惠一
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３３号
大阪市西淀川区佃３―７―36　コウワレジャービル40Ｃ号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市木屋町１番２号
破産者　川本　　哲
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３号
大阪市東淀川区西淡路５丁目２番21号
破産者　菱田　　素
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―319号
破産者　近藤　寿行
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２号
大阪府交野市東倉治２丁目15番１号
破産者　田口　勝正
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６２号
大阪府枚方市楠葉野田２丁目33番18号
破産者　竺原　　且
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５７号
大阪市東淀川区淡路４丁目３番23号
破産者　横田　哲也
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１号
広島市安佐南区上安２丁目43番28―103号
破産者　田村　頼已
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５６号
北九州市小倉北区原町１丁目４番25―501号
破産者　谷　　明生
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６３号
青森市篠田１丁目９番11号　ロイウッド陽菜Ｂ―102
破産者　成田　　繁
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字新井田字市子巻目１番地３パークハウスくぼさわＣ102、前住所宮城県黒川郡富谷町上桜木１丁目46番地１　ｅｄｅｌｖｉｌｌａ102
破産者　岩見栄美子
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
盛岡市緑が丘４丁目14番５号
破産者　米内　貞玄
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７０号
埼玉県熊谷市西城428番地３、開始決定時の住所埼玉県熊谷市池上732番地１
破産者　中島順一郎
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７２号
神奈川県秦野市三屋49番地の１
破産者　石川　　篤
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７３号
神奈川県秦野市三屋49番地の１
破産者　石川　瑞枝
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
富山市北代6330番地75　自由ヶ丘ハイツ102号、前住所富山市婦中町上轡田46番地２　プラントラボン101号
破産者　瀧本　　聖
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部